

## 熊谷市立市民体育館（アリーナ・柔道場・剣道場）及び別府体育館の利用規約

- ① 利用のご予約は、3か月前の1日（正午12：00）より行えます。それ以前の予約はできません。（窓口・電話での受付は8：30から、ネットは12：00から）

例：利用日の3か月前の1日とは、2024年3月1日～3月31日の予約は2023年12月1日（金）からとなります。

- ② ご利用の際には個人または団体での登録を必ずお願いいたします。登録がない場合、利用ができなくなる場合があります。利用者登録は、お電話及び市民体育館窓口で行うことができます。既に登録されている方は登録の必要はありません。
- ③ 利用料金の支払いは現金で、利用日の3日前までに市民体育館窓口までお願いいたします。3日前までに利用料金の納入がされない場合は、予約の取り消しをさせていただきます。一度お支払いになった利用料の返却はできませんのでご注意ください。また料金の振り込みによる支払いは原則としてできません。（遠隔地からのご利用で直接支払いが困難な場合はご相談ください）
- ④ 市民体育館及び別府体育館の利用料金は、市内の方が利用者の半数以上の場合は通常料金となりますが、市外の方が半数以上いる場合は市外料金となります。ご利用予約時及び料金お支払日に確認をいたします。虚偽の申請等があった場合は、以後の体育館使用は認められなくなるとともに予約及び使用が認められなくなりますのでご注意ください。
- ⑤ 利用日の2日前からのキャンセルは、利用料金が発生いたしますので、利用がなくてもお支払いしていただきます。利用日の3日前まで（利用日を含まない）にキャンセルをした場合の料金は発生いたしません。

例：5日が利用予定日の場合・・・2日まではキャンセルしても料金は発生しません。

3日にキャンセルの場合は、2日前になりますのでキャンセル料が発生します。

- ⑥ 他のお客様のご迷惑にならないよう、むやみに多くの日を抑えることはおやめください。

キャンセルが多い場合は、ネット及び窓口・電話でのご予約を停止させていただきます。

- ⑦ 市民体育館及び別府体育館では、屋外種目の他、バトントワリング・カラーガード・フットサル・サッカー等のフロア及び壁等を傷つける恐れのある種目等ご利用ができない種目もありますので、事前に必ず確認をお願いいたします。床や壁等の破損があった場合は、現状復帰にかかる費用を請求する場合があります。

- ⑧ 大きな大会及びイベント等でご利用の場合は、事前に打ち合わせが必要となります。

- ⑨ 市民体育館及び別府体育館にあるポール・ネット等のご利用は自由ですが、ラケット及びボール・シャトル・体育館シューズ等は必ず持参してください。

- ⑩ 利用時間を厳守してください。(特に終了時の退館時間を厳守してください)

利用は 8:30～12:00、13:00～17:00、17:30～21:30 となります。この時間は準備から清掃終了、退出までの時間となります。時間内であればスタート時間は自由です。次の利用者のために、使用終了時には必ずモップ掛けをおこなってください。

- ⑪ 体育館フロア、柔道場・剣道場及び別府体育館では飲食を禁止します。飲食はロビー・観客席をお願いいたします。市民体育館アリーナのコンクリート部分での水分補給は可能です。

- ⑫ その他、不明な点は「熊谷市スポーツ協会」に電話でお問い合わせください。

※市民体育館及び別府体育館は敷地内「全面禁煙」となっています。